

田尻町緑化推進記念樹配布事業実施要綱

令和2年6月23日制定

(目的)

第1条 この要綱は、人生の節目となる記念日を祝い、住民に対して緑化樹を配布することにより、田尻町内における緑化意識の向上と緑化の推進を図ることを目的とする。

(記念日)

第2条 記念日とは、次の各号に定める日とする。

- (1) 出生 出生日
- (2) 入学 小学校及び中学校に入学する日
- (3) 20歳記念日 年齢が20歳になる誕生日
- (4) 還暦 年齢が60歳になる誕生日
- (5) 結婚 婚姻日
- (6) 結婚記念日 婚姻日から5年、10年、25年及び50年
- (7) 転入 田尻町外から田尻町へ転入した日
- (8) 住居の新築又は購入 田尻町内に住居を新築し、又は購入した日

(対象者)

第3条 記念樹の配布を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 田尻町在住であること。
- (2) 前条各号に規定する記念日を迎えた者又は迎える予定である者であること。
- (3) 配布した記念樹を田尻町内にある自己の所有地又は居住地に植えることができる者であること。
- (4) 町税を滞納していない者であること。

(配布樹種)

第4条 申請者は、別に定める樹種の中からいずれか1本の記念樹を選択するものとする。

(配布本数)

第5条 記念樹の配布本数は、配布事由1件につき1本とする。ただし、結婚及び結婚記念日については、夫婦で1本とし、転入及び住居の新築又は購入については、1世帯で1本とする。

(申請)

第6条 申請者は、記念日（予定日を含む。）の6か月前の日から記念日以後1年を経過する日までの間に田尻町緑化推進記念樹配布申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、樹種ごとに申請締切日を定めることができる。
- 3 第1項の申請書には、記念日を証明する書類等を添付しなければならない。ただし、町

長が特に認める場合は、書類等の添付を省略することができる。

4 対象者が未成年であるときは、親権者等が申請を行うことができる。

(配布の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、配布又は不配布を決定し、田尻町緑化推進記念樹配布（不配布）決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

(記念樹交換券の交付)

第8条 町長は、前条の規定による配布決定を受けた者に対して、田尻町緑化推進記念樹交換券（様式第3号）を交付する。

(配布方法)

第9条 記念樹の配布は、前条に規定する交換券により指定する日時及び場所等において行うものとする。

(記念樹の植栽)

第10条 記念樹の配布を受けたものは、田尻町内の自己の所有地又は居住地に記念樹を植栽し、適正な管理に努めなければならない。

(損害の負担)

第11条 町長は、記念樹の配布後に生じた枯損等の損害については、その責を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。